大阪建設国民健康保険組合　理事長宛　FAX：06-6631-7418

未就学児に係る子育て世帯への経済的負担の軽減措置について
（兼・金融機関口座振り込み依頼書）

令和 4 年度より国の施策として、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から標記軽減措置が実施されています。具体的には、毎年基準日に在籍している未就学児（当組合の被保険者）のいる世帯に対して、以下の保険料軽減措置を行うものです。

基準日 ： 毎年 11 月 30 日時点

保険料軽減額 ： 12,000 円(年間)×未就学児被保険者の数

上記金額を保険料の還付金として、国保組合本部からお振り込みします。ご希望の金融機関（いずれかひとつ）の口座番号をお申し出ください。なお、還付金の振込みは基準日の翌年 3 月頃の予定です。

□ゆうちょ銀行

ゆうちょ銀行	通　帳　記　号						通帳番号(右詰め)							
	1				0									1
コウザメイギ（カナ）														

□ゆうちょ銀行以外

銀行・信金			支店					
普通 ・ 当座	口座番号							
コウザメイギ（カナ）								

※上記のいずれかひとつにご記入ください。

※口座番号は組合員本人名義に限ります。

※振込み後に下記携帯電話宛に SMS（ショートメッセージ）でお知らせします。
ハガキによる通知を希望の方はチェックをお願いします。　□SMS 拒否

提出日　令和　　年　　月　　日

提出者

保険証記号番号　　建国　　－

組合員名

組合員携帯電話番号